

函館税務署からのお知らせ

所得税および復興特別所得税の確定申告

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税などの額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

令和4年分の確定申告書の受け付けは、2月16日（木）から3月15日（水）までです。ただし、還付申告書は2月15日（水）以前でも提出できます。

なお、確定申告相談会場には例年多数の方が訪れており、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。国税庁ホームページで詳細をご確認ください。

パソコンやスマートフォンでの申告のお願い！

ご自宅からパソコンやスマートフォンで申告書の作成をお願いします。

作成した申告書はマイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン又はICカードリーダーライターを用意すると「e-Tax」を利用して提出できます。

なお、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターをお持ちでない方でも、e-Taxを利用できます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご確認ください。

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

所得税及び復興特別所得税の納期限は3月15日（水）です。以下のいずれかの方法で納付してください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続について」をご確認ください。

振替納税	振替日（4月24日（月））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 ※振替納税をお申し込みの場合は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月15日（水）までに提出してください。なお「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxでも提出できます ※振替納税を利用中の方が転居などにより所轄税務署が変わった際に、引き続き振替納税を希望される場合は、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した確定申告書または「納税地の異動又は変更に関する申出書」の提出が必要となります
ダイレクト納付 （e-Taxによる 口座振替）	事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、税務署または利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時または指定した期日に口座引き落としにより納付できます。
インターネット バンキングなど	納付情報を登録することで、インターネットバンキングやATMなどで納付できます。
クレジットカード納付	スマートフォンやご自宅のパソコンなどで、専用のWebサイトから納付できます。
スマホアプリ納付	決済専用Webサイト（スマートフォン専用）において、スマホアプリ決済（○○Payなど）を利用して納付ができます。
QRコードによる コンビニエンスストア 納付	ご自宅で、国税庁ホームページで提供する作成システムなどから納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※納付できる金額は30万円以下となります ※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です
窓口納付	現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関（歳入代理店）または所轄税務署で納付できます。

還付される税金がある場合の受取方法

還付金の受け取りで振り込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類および口座番号（ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ）を正確に記載してください。

町でも確定申告を受け付けます。詳細は広報しかべ1月号をご確認ください。

▼お問い合わせは、役場税務課課税係（7-5292）へ。